平成２２年（フ）第８３７０号
大阪市淀川区木川西１丁目11番10号　広岡方
債務者　中村　武士
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８５号
大阪府八尾市高安町北４丁目106番地
債務者　石川　朋浩
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１０号
大阪市西淀川区竹島３丁目13番９号
債務者　岡崎　雅恵
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２４号
大阪市西区本田２丁目７番17―707号
債務者　堂福　真美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２９号
大阪府枚方市高野道２丁目44番15号
債務者　長谷川瑞恵（旧姓岩根）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３０号
大阪市生野区中川２丁目12番15号
債務者　高本　利文
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３２号
大阪府豊中市熊野町２丁目８番22号　さつきマンション201号、住民票上の住所大阪府豊中市岡町北２丁目６番20号
債務者　岩本可代子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３６号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目２番12号
債務者　小谷　好子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４４３号
大阪府豊中市玉井町３丁目５番33号
債務者　島本　賢一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５１号
大阪市住之江区泉１丁目２番21号
債務者　江川　真帆
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５４号
大阪市東淀川区下新庄２丁目７番18―102号
債務者　金築　幸夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５８号
大阪府寝屋川市高柳５丁目33番14号
債務者　高澤　真弓
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６０号
大阪市都島区大東町３丁目７番41号　千萬荘31号
債務者　千把　秀男
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６１号
大阪府門真市末広町32番11―209号
債務者　名嘉眞朝実
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６３号
大阪府大東市中垣内７丁目３番29号
債務者　桑原ゆかり（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６４号
大阪府寝屋川市香里本通町10番14―401号
債務者　田畑重左衛門
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６５号
大阪市鶴見区諸口４丁目４番３―504号
債務者　牧之瀬俊子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６号
高知市神田831番地７　泉川マンション201
債務者　濱川　佳資
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
高知地方裁判所破産係